

議題 4. <その他改善要望②>

別紙参考資料③

トップページで1回

クリック



2回目

クリック



3 回目

メニュー (MENU)

にほん はたら きぼう
**日本で働くことを希望する
外国人の方**
がいこくじん かた
 To those foreign nationals
 who wish to work in Japan

がいこくじん こよう きぼう
**外国人の雇用を希望する
企業・団体・個人等の方**
きぎょう だんたい こじんとう かた

くに べつ じょう ほう
国別情報

閣議決定等 Cabinet decision, etc.	関係法令 Laws and Regulations	特定技能運用要領・様式等 Operation Outline and Form
申請手続 Application procedure	届出手続 Notification procedure	特定技能に関する 二国間の協力覚書・各国の連絡先 <small>About MOC for Specified Skilled Worker/Contacts for Countries with signed MOC for Specified Skilled Worker</small>
試験関係 Examination	登録支援機関 Registered Support Organization	特定技能在留外国人数の公表 The Number of Specified Skilled Worker
各国語での案内 (がいこくのかた) Information by Multi-langu	その他 (問合せ先 (制度全般, 各分野 等)・各種お知らせ・リンク集 (分野 所管行政機関のホームページ) 等) Others	制度説明資料等 Explanatory materials for "Specified Skilled Worker", etc.

クリック

4 回目

申請手続

特定技能制度について

第197回臨時国会において、在留資格「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年12月14日に公布され、平成31年4月1日から、特定技能外国人の受入れが開始されることとなりました。本制度に関する法令の解釈や運用上の留意点を明らかにするため、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を公表しています。

○[特定技能外国人受入れに関する運用要領](#) (リンク先のページでダウンロードできます)

特定技能外国人に係る在留申請

「特定技能」の在留資格をもって入国・在留を希望する外国人の方の在留申請は地方出入国在留管理官署において受け付けます。詳細については以下のページをご参照ください。

○これから日本に入国される外国人の方
→[在留資格認定証明書交付申請](#) (リンク先から申請書等をダウンロードできます。)

○すでに日本に在留している外国人の方で、特定技能への移行を希望している方
→[在留資格変更許可申請](#) (リンク先から申請書等をダウンロードできます。)

○特定技能として在留中で、在留期間の更新を行う外国人の方
→[在留期間更新申請](#) (リンク先から申請書等をダウンロードできます。)

クリック

5 回目



トップページ > 各種手続 > 在留資格から探す > 在留資格「特定技能」

在留資格「特定技能」

※特定技能1号、2号共通



クリック

前推移の頁で在留資格変更許可申請を選択し、
クリックしてるにも関わらず、ここでもまた
選択を求められる

ここから選択

在留資格変更許可申請

既にほかの在留資格を持って日本に滞在されている方が、活動内容を変更し、この在留資格に該当する活動を行うおとする場合の申請です。活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行うおとする場合は速やかに申請してください。本来の在留資格に基づく活動を行っていない場合には、在留資格を取り消される場合があります。

1. 在留資格変更許可申請書 1通
以下からダウンロード可能です。
[在留資格変更許可申請書 \(PDF:378KB\)](#)
[在留資格変更許可申請書 \(Excel:240KB\)](#)
[在留資格変更許可申請書【記載例】 \(PDF:150KB\)](#)
※ 申請取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合には次の申請人名簿が必要です。
[申請人名簿 \(PDF:6KB\)](#)
[申請人名簿 \(Excel:16KB\)](#)
2. 写真 1葉 (指定の規格を満たした写真を用意し、申請書に添付して提出)
※ 指定の規格を満たさない不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。
3. 申請人のパスポート及び在留カード 提示
4. その他 以下の「特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧・確認表」をよく御確認いただき、必要な書類を提出してください。
※ 下記のいずれにもあてはまらない場合や、不明な点がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）まで御相談ください。

特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧・確認表

新様式（令和3年2月19日以降）各種様式についてはこちら

※ 申請には、下表の(1)から(3)までの表に掲載された書類が必要です。

特定技能1号

(1)申請人に関する必要書類	(2)所属機関に関する必要書類	(3)分野に関する必要書類
	第2表の1～3	第3表の1～12
	第2表の1 〈過去3年間に指導助 告書の交付を受けてい ない機関であって、か つ以下のいずれかに該 当するもの〉	介護 (PDF) (Excel) ビルクリーニング (PDF) (Excel) 表紙材・産業機械・電気電子情報関連製造 (PDF)